

会計検査院における情報公開手続の電子化実施要領

(平成16年3月16日会計検査院長)

第1 目的

この要領は、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）に基づき、及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）を実施するため、会計検査院における行政機関情報公開法の手続の電子化に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 会計検査院情報公開請求等受付システム

- (1) 会計検査院に、電子情報処理組織を利用して行政機関情報公開法に基づく申請等の受付を行うため、会計検査院情報公開請求等受付システム（以下「システム」という。）を設置する。
- (2) システムを使用して申請等を行うことができる手続は、行政機関情報公開法第4条第1項に基づく開示請求とする。

第3 申請等を行う者の使用に係る電子計算機に関する技術的基準

第2(2)に掲げる申請等を行う者の使用に係る電子計算機は、次に掲げる機能を備えたものでなければならないものとする。

- ① システムと通信を行う機能
- ② システム上の開示請求書の様式に必要な事項を入力することができる機能

第4 開示請求手数料の納付

第2(2)に掲げる申請等に係る開示請求手数料は、開示請求を行った日、開示請求者の氏名又は名称及び会計検査院から通知する受付番号を記載した書面に収入印紙を貼り、これを会計検査院に送付して納付するものとする。

第5 利用規約

システムを利用して申請等を行う者は、次に掲げる利用規約に同意しなければならないものとする。

- ① 利用時間
会計検査院は、システムの保守等の必要があるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、システムの運用の停止、休止、中断等を行うことができること。
- ② 禁止事項
システムの利用に当たっては、次に掲げる行為を禁止すること。

- ア システムを開示請求以外の目的で利用すること。
- イ システムへの不正な接続を行うこと。
- ウ システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
- エ システムに対し、不正プログラムを故意に混入すること。

③ 免責事項

会計検査院は、利用者がシステムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について一切の責任を負わないこと。

④ 利用規約の変更

会計検査院は、必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、利用規約を変更することができること。

利用規約の変更後に、利用者がシステムを利用したときは、利用者は、変更後の利用規約に同意したものとみなすこと。

附 則

この要領は、平成16年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年12月16日から施行する。